

# 「朝倉さんしょ」新商品開発支援事業 応募要領

## 1 事業の目的

朝倉さんしょは、但馬産朝倉山椒の実のブランド名称で、リモネンという柑橘系の香り成分が多いという特徴が高く評価されており、但馬地域を代表するブランド農産物の一つである。

しかし、佃煮用など、現在の利用方法では、種子が色づき堅くなるまでの青い実を利用しているため、収穫適期は一週間程度に限定され、このことが生産拡大につながらない一因となっている。

一方、但馬地域内においては、いわゆる収穫適期を過ぎた実を使い、粉末にしたものをスパイスとして利用されている事例が小規模ながら見受けられる。このような事例が多く生み出されることにより、農家の生産意欲を喚起し、地域農業の活性化につながる事が期待できる。

このため、収穫適期を過ぎた朝倉さんしょの利用推進を支援することにより、生産農家の労力軽減や産地規模の拡大、朝倉さんしょ関連商品の売上増など、一層のブランド化につなげる。

## 2 事業の内容及び要件

### (1) 事業の内容

収穫適期を過ぎた朝倉さんしょの実（種子が色付き始めたものから果皮が赤く色付いたもの）を活用した加工品の開発及び実需者又は消費者からの評価の収集に係る経費について兵庫県但馬県民局が補助する。

補助金額：上限 1,000 千円（ただし、補助対象経費が 1,000 千円未満の場合は、補助対象経費を上限とする。）

事業完了期日：令和 3 年 1 月 31 日

実績報告期日：令和 3 年 2 月 26 日

### (2) 補助対象経費の内容

補助金交付決定日以後に執行した次に掲げる項目を補助対象経費とする。

- ア 謝金、賃金
- イ 旅費（調査研究、外部講師旅費等）
- ウ 需用費（原材料、参考資料、消耗品購入経費等）
- エ 備品購入費（試作や製造に必要な設備・器具購入費等）
- オ 委託料（成分分析、加工委託料等）
- カ 通信運搬費（郵券代等の通信、運送経費等）
- キ 使用料（商品開発に係る機械・設備、その他備品のリース又はレンタル経費）
- ク 広報費（PR 用チラシ作成、広告宣伝費）
- ケ その他、兵庫県但馬県民局が必要と認める経費

※食料費、領収書が無い等使途不明な経費は補助の対象にならない。

### (3) 応募の要件

次に掲げる項目を全て満たす者。

- ア 収穫適期を過ぎた朝倉さんしょの実（種子が色付き始めたものから果皮が赤く色付いたもの）を原料に使用すること。
- イ 応募者は兵庫県内に所在する団体又は法人であること。ただし、任意団体の場合は代表者の定めがあり、独立した会計を持つこと。
- ウ 食品加工・販売に関連する法令及び条例等を遵守すること。
- エ 衛生管理を徹底し、衛生及び保健事項については所管の健康福祉事務所等に相談すること。
- オ 商品開発が確実と見込まれ、開発した対象商品について、3社(者)以上の実需者又は消費者からの評価を収集し、兵庫県但馬県民局に報告すること。
- カ 事業実施翌年度から3年間、対象となる商品について生産および販売等の情報を兵庫県但馬県民局に報告すること。
- キ 当事業を活用して得られた発明、考案、意匠、著作物、その他成果については、朝倉さんしょのブランド化の推進及び産地規模拡大に資するようその利用拡大に努めること。
- ク 応募者は次に掲げる項目に該当しないこと。
  - (ア) 公序良俗に反する活動を目的とする団体又は法人
  - (イ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体又は法人
  - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体又は法人
  - (エ) 反社会的活動を行う団体若しくは法人又はその構成員が事業の企画運営に関わる団体若しくは法人

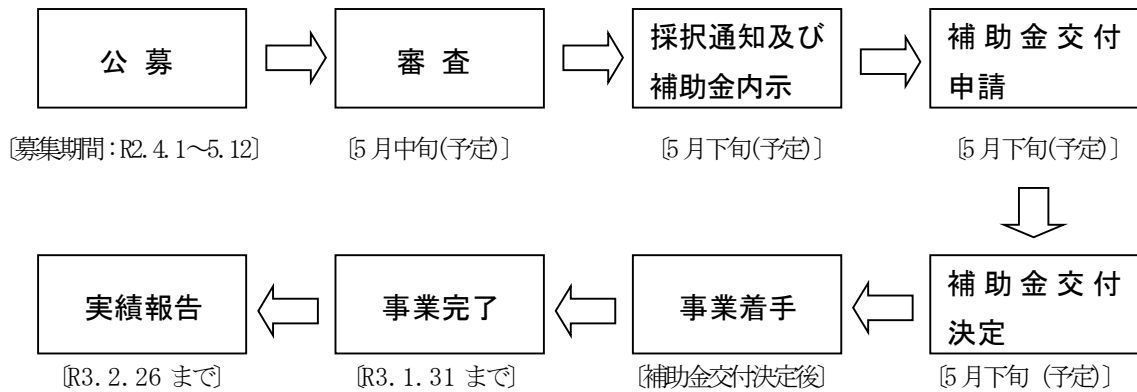
### (4) 他事業との重複の禁止

県や国、市町、その他の団体における他の助成（補助）事業における対象経費と重複しないこと。

### (5) その他の留意事項

- ア 本事業の実施に係る会計関係等を明確にした書類を整備すること。
- イ 事業期間中の進捗状況について、兵庫県但馬県民局から報告を求めた場合には速やかに対応すること。
- ウ 今回の応募に要する一切の費用は応募者の負担とする。

### 3 応募から採択までの流れ



### 4 補助金の支払い

令和2年度但馬県民局ふるさと創生推進事業補助金交付要綱に基づく実績報告書を精査の上、精算払いする。ただし、必要と認められる場合は、補助金交付決定額の8割を上限として概算払い（前払い）する。

### 5 応募書類

- (1) 別に定める企画書（様式1号）及び添付書類を提出する。
- (2) 書類は原則、A4サイズとする。
- (3) 審査は原則として書類で行うので、企画内容が理解できるように記載すること。
- (4) 書類等を受け付けた後、必要に応じて追加説明資料の提出を求められることがある。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 書類作成について、事務局は一切の援助を行わない。

### 6 応募期間

令和2年4月1日（水）～5月12日（火）17時まで

### 7 提出先及び提出方法

#### (1) 提出先

兵庫県 但馬県民局 朝来農林振興事務所 農政振興課  
〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96

#### (2) 提出方法

必要書類を一括して郵送（書留）又は持参により提出する。  
（封筒に「朝倉さんしよ」新商品開発支援事業企画書在中と記載すること。）

#### (3) 提出部数

正本1部、写し6部 計7部  
（資料漏れがないよう、別紙のチェックリストで確認すること）

## 8 審査

- (1) 応募書類をもとに、審査会で内容を審査し、その結果に基づき採択事業者等を決定する。(採択予定事業者数：1事業者)
- (2) 主な審査項目は、次のとおりである。
  - ①商品へのこだわり②独創性・創意工夫・先導性③実現性④継続性・発展性⑤ブランド化・産地規模拡大への効果
- (3) 審査結果は、採否にかかわらず応募者全員に通知する。
- (4) 必要に応じて事務局が聴き取りを行う場合がある。
- (5) 次の項目に該当する行為があった場合は、失格とすることがある。なお、これによって生じた損害については、主催者は一切その責を負わない。
  - ア 応募書類が本要領に示された事項を満たしていない場合
  - イ 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合
  - ウ 直接又は間接に公平な審査に支障をきたした場合

## 9 質疑

質疑、問い合わせ等については以下のとおりとし、事務局に対して行うこと。

- (1) 質問期限 令和2年4月30日(木)
- (2) 質問方法 書面又はFAX (FAX:079-672-0505)  
※電子メールによる質問は受け付けない。
- (3) 質問様式 質問書(様式2号)  
※必ず「団体名」「所在地」「担当者名」「連絡先電話番号」「FAX番号」を記載すること。
- (4) 質問書の提出先 事務局あて
- (5) 回答日 随時
- (6) 回答方法 FAX

## 10 事務局(問い合わせ先)

〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96

兵庫県但馬県民局 朝来農林振興事務所 農政振興課

TEL (079) 672-6878 / FAX (079) 672-0505